

広島県広島ヘリポート条例をここに公布する。

平成二十三年七月十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第二十八号

広島県広島ヘリポート条例

(設置)

第一条 本県の航空運送の用に供するため、広島県広島ヘリポート（以下「ヘリポート」という。）を設置する。

(位置)

第二条 ヘリポートの位置は、広島市西区観音新町四丁目とする。

(運用時間)

第三条 ヘリポートの運用時間（ヘリコプターの離着陸の用に供する時間をいう。次項において同じ。）は、規則で定める。

2 前項の運用時間以外の時間には、ヘリコプターの離着陸のためヘリポートの施設を使用してはならない。ただし、知事の許可を受けたときは、この限りでない。

3 知事は、前項ただし書の許可にヘリポートの管理運営上必要な条件を付し、又はこれを変更することができる。

(施設の使用)

第四条 ヘリコプターの離着陸又は停留のためヘリポートの施設を使用しようとする者は、あらかじめ知事に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 知事は、ヘリコプターの離着陸又は停留のためヘリポートの施設を使用する者（以下「使用者」という。）に対し、ヘリポートの管理のため必要な指示をすることができる。

3 使用者は、前項の規定による知事の指示に従わなければならない。

(重量制限)

第五条 ヘリポートに離着陸又は停留することができるヘリコプターは、全長が二十六メートル以下で、かつ、最大離陸重量が十一トン以下とする。ただし、知事の許可を受けるときは、この限りでない。

(ヘリポートの運用)

第六条 第三条から前条までに定めるもののほか、ヘリコプターの離着陸の方法その他のヘリポートの運用に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(停留等の制限)

第七条 使用者は、知事の定める場所以外の場所においてヘリコプターを停留させ、又はヘリコプターに旅客を乗降させ、若しくは貨物の積卸しをしてはならない。

(給油又は排油の制限)

第八条 ヘリポートにおいてヘリコプターの給油又は排油を行う者は、次の各号のいずれかに該当するときは、給油又は排油を行ってはならない。

- 一 給油装置又は排油装置が不完全な状態にあるとき。
- 二 発動機が運転中又は加熱状態にあるとき。
- 三 旅客がヘリコプター内にいるとき（必要な危険予防措置が講じられている場合を除く。）。

四 ヘリコプターが知事の定める給排油の場所以外の場所にあるとき。

五 ヘリコプターの無線設備、電気設備その他静電気火花放電を起こすおそれのある物件を使用しているとき。

六 ヘリコプター及び給油装置がそれぞれ電位ゼロ以外の地点に接しているとき。

七 前各号に掲げるもののほか、知事がヘリポートの管理上支障があると認めるとき。

(入場制限等)

第九条 知事は、混雑の予防その他ヘリポートの管理上必要があると認めるときは、ヘリポートへの入場を制限し、又は禁止することができる。

(立入制限)

第十条 着陸帯、誘導路、エプロンその他の知事が標示する立入制限区域（以下「制限区域」という。）には、立ち入ってはならない。ただし、ヘリコプターに乗降する乗組員若しくは旅客がエプロンに立ち入る場合又は知事の許可を受けた者が制限区域に立ち入る場合は、この限りでない。

(車両の運行等の制限)

第十一条 制限区域において、車両を運行の用に供し、又は運転してはならない。ただし、知事の許可を受けたときは、この限りでない。

2 ヘリポートにおいては、知事が定める場所以外の場所において車両を駐車し、修理し、又は清掃してはならない。

(禁止行為)

第十二条 ヘリポートにおいては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、第二号から第四号までの行為について、知事の許可を受けたときは、この限りでない。

- 一 標札、標識その他ヘリポートの施設を毀損し、又は汚損すること。
- 二 爆発物又は危険を伴う可燃物を携帯し、又は運搬すること。

三 知事が定める場所以外の場所に可燃性の液体、ガスその他これらに類する物件を保管し、又は貯蔵すること。

四 裸火を使用すること。

五 知事が定める場所以外の場所にごみその他の物を捨てること。

六 知事が定める場所以外の場所において喫煙すること。

七 前各号に定めるもののほか、ヘリポートの管理上支障があると認めて知事がヘリポートにおいて標示した禁止行為

(構内営業)

第十三条 ヘリポートで営業しようとする者は、規則で定める場合を除き、知事の許可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の許可を受けた者が当該許可に係る営業を休止し、又は廃止しようとするときは、知事に届け出なければならない。

(工作物の設置等)

第十四条 ヘリポートにおいて工作物を設置しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。その工作物を増築し、改築し、若しくはその用途を変更し、又は除去しようとするときも、同様とする。

(土地、建物等の使用)

第十五条 ヘリポートにおいて知事が管理する土地、建物等を使用しようとする者は、第四条第一項の規定による届出をして離着陸又は停留に使用する場合を除き、知事の許可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(原状回復等)

第十六条 第十四条の規定により工作物の設置等の許可を受けた者又は前条の規定により土地、建物等の使用の許可を受けた者は、当該工作物の用途を廃止したとき、若しくは当該土地、建物等の使用の必要がなくなったとき、又は次条の規定により許可を取り消されたときは、知事の指示に従い、直ちにこれを原状に回復しなければならない。ただし、知事が必要がないと認めたときは、この限りでない。

(許可の取消し等)

第十七条 次の各号に掲げる許可を受けた者がこの条例の規定若しくは当該許可に付した条件に違反したとき、又は知事がヘリポートの管理上必要があると認めたときは、知事はその許可を取り消し、若しくは許可の内容を変更し、又はその許可に係る使用の停止その他必要な措置を命じることができる。

一 第十条ただし書の規定による制限区域への立入りの許可

- 二 第十一条第一項ただし書の規定による制限区域において車両を運行の用に供する許可又は制限区域における車両の運転の許可
- 三 第十二条ただし書の規定による爆発物の携帯等の許可
- 四 第十三条第一項の規定による営業の許可
- 五 第十四条の規定による工作物の設置等の許可
- 六 第十五条の規定による土地、建物等の使用の許可

(中止命令等)

第十八条 知事は、次の各号に掲げる者に対し、当該各号の行為の中止を命じ、又はヘリポートからの退去若しくは原状回復その他必要な措置を命じることができる。

- 一 第三条第二項、第四条第一項又は第五条の規定に違反してヘリポートの施設を使用した者
- 二 第七条の規定に違反してヘリコプターを停留させ、又はヘリコプターに旅客を乗降させ、若しくは貨物の積卸しをした者
- 三 第八条の規定に違反して給油又は排油を行った者
- 四 第九条の規定による制限又は禁止に違反してヘリポートに入場した者
- 五 第十条の規定に違反して制限区域に立ち入った者
- 六 第十一条第一項の規定に違反して車両を運行の用に供し、又は運転した者
- 七 第十一条第二項の規定に違反して車両を駐車し、修理し、又は清掃した者
- 八 第十二条の規定に違反して同条各号に掲げる禁止行為をした者
- 九 第十三条第一項の規定に違反して営業を行った者
- 十 第十四条の規定に違反して工作物の設置等をした者
- 十一 第十五条の規定に違反して土地、建物等を使用した者

(着陸料等)

第十九条 使用者は、別表に定める着陸料又は停留料（以下「着陸料等」という。）を納付しなければならない。

2 着陸料等の納付方法については、規則で定める。

(着陸料等の減免)

第二十条 知事は、特別の理由があると認めるときは、着陸料等を減免することができる。

(着陸料等の返還)

第二十一条 既納の着陸料等は返還しない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(報告及び検査)

第二十二條 知事は、ヘリポートの管理上必要があると認めるときは、第十条ただし書、第十一条第一項ただし書、第十二条ただし書、第十三条第一項、第十四条又は第十五条の規定による許可を受けた者に対し、報告を求め、又はその職員に、施設若しくは業務の状況について必要な検査をさせることができる。

(委任規定)

第二十三條 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において、規則で定める日から施行する。ただし、附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 広島県広島西飛行場条例を廃止する条例（平成二十三年広島県条例第二十二号）による廃止前の広島県広島西飛行場条例（平成五年広島県条例第二十九号）及びこれに基づく規則その他の規程によつてした処分、手続その他の行為（ヘリコプター以外の航空機に係るものを除く。）であつて、この条例（これに基づく規則その他の規程を含む。）中相当する規定があるものは、これらの相当する規定によつてした処分、手続その他の行為とみなす。

(広島県広島西飛行場条例を廃止する条例の一部改正)

3 広島県広島西飛行場条例を廃止する条例の一部を次のように改正する。

附則第二項を削り、附則第一項中「公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、」を「広島県広島ヘリポート条例（平成二十三年広島県条例第二十八号）附則第一項本文に規定する」に改め、同項の見出し及び項番号を削る。

別表（第十九条関係）

種 別	金 額
着陸料	着陸一回につき次の各号に定める額に一〇〇分の一〇五を乗じて得た額 一 ヘリコプターの重量が六トン以下のもの 一、〇〇〇円 二 ヘリコプターの重量が六トンを超えるもの 七〇〇円に六トンを超える重量について一トンごとに五九〇円を乗じて得た額を加えた額
停留料	停留時間二四時間につき次の各号に定める額に一〇〇分の一〇五を乗じて得た額 一 ヘリコプターの重量が三トン以下のもの 八一〇円

二 ヘリコプターの重量が三トンを超え六トン以下のもの	一、六二〇円
三 ヘリコプターの重量が六トンを超えるもの	
前号の額に六トンを超える重量について一トンごとに三〇円を乗じて得た額を加えた額	

備考

- 一 ヘリコプターの重量とは、当該ヘリコプターの最大離陸重量をいい、トンによるものとする。
- 二 重量に一トン未満の端数があるときは、一トンとして計算する。
- 三 停留料は、六時間以上エプロンに停留する場合に徴収し、停留時間が二十四時間未満の場合は、二十四時間として計算する。